

合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付要綱

令和8年3月19日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における家庭用省エネルギーエアコンディショナー（以下「省エネエアコン」という。）の普及を促進することにより、地球温暖化の防止及び地域における脱炭素化の推進を図ることを目的として、省エネエアコンを設置する者に対し、予算の範囲内において交付する合志市省エネエアコン設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象経費 消費税等相当額を含む購入価格（設置費、運搬費、工事費、家電リサイクル料、調査費、管理費、交通費、廃材処分費及び振込手数料等は除く。）のことをいう。ただし、値引きやポイント使用分等を差し引いた実費支払額とする。
- (2) 省エネ基準達成率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき製品ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を、どの程度達成しているかをパーセントで表したものをいう。
- (3) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数のことをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号いずれにも該当する個人とする。

- (1) 省エネエアコンの購入日及び補助金の交付に係る申請の日において、本市に住民登録がある者
- (2) 住民登録のある住宅に設置し、法定耐用年数を経過したエアコンを省エネエアコンに買い替えた者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 合志市暴力団排除条例（平成24年合志市条例第1号）第2条第2号の規定に該当しない者
- (5) 本補助金の交付を受けていない世帯に属する者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は次表に掲げる補助対象区分に応じて算出した額又は補助対象経費に3分の1を乗じた額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い方の額とする。

補助対象区分	要件等	補助金額
1 補助基本額	法定耐用年数を経過したエアコンを買替えた場合の補助基本額	10,000円
2 製品加算	購入前エアコンの製造年が申請年時点で10年以上前のものであること又は、購入した省エネエアコンの省エネ基準達成率が目標年度2027において100%以上である場合に限り、補助基本額に加算する。	10,000円
3 世帯加算	申請年度において65歳以上の世帯員の利用である場合に限り、補助基本額に加算する。	10,000円

（補助対象事業）

第5条 購入した省エネエアコンについては次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請を行った年度の4月1日から交付決定を受けた年度の3月末日までの間に代金の支払及び設置が完了したものであること。
- (2) 新品（未使用）であること。
- (3) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）自らが所有するものであること（リースその他補助対象者に所有権のないものは対象外とする。）。
- (4) 法定耐用年数を経過したエアコンの買い替えであること（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に伴う処分が行われていない場合は対象外とする。）。
- (5) 申請者が居住する市内の住宅に設置及び使用するものであること。
- (6) 補助対象経費が60,000円以上であること。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書等（購入日、製品型番、支払金額の内訳等の記載があるもの）の写し

- (2) 購入した省エネエアコンの型番及び省エネ基準達成率が確認できるカタログ等の写し
 - (3) 製造メーカーが発行した保証書（申請者の氏名、住所等が記載されたもの）の写し
 - (4) 家電リサイクル券の写し
 - (5) 買替え前製品の製品ラベルの写真（製造年が確認できるもの）
 - (6) 設置前の写真（買替え前の製品が分かるもの）
 - (7) 設置後の写真（買替え後の製品が分かるもの）
- （交付の決定及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定及びその額の確定（以下「交付決定」という。）をしたときは、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たり必要があると認めるときは、当該補助事業の関係場所等において、職員に現地調査を行わせることができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付をしないことを決定したときは、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

4 補助金の交付の決定は、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付申請書及び実績報告書を受付順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付申請書及び実績報告書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、抽選により交付決定をする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者が、補助金の請求をしようとするときは、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請の取下げ）

第9条 交付決定を受けた者が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、あらかじめ、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(省エネエアコンの処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた省エネエアコンを法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、やむを得ず法定耐用年数の期間内において当該省エネエアコンの売却、廃棄等（以下「財産処分」という。）をしようとするときは、あらかじめ、合志市省エネエアコン設置促進事業補助金に係る財産処分承認願（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、災害その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由により、毀損し、又は滅失したときは、この限りでない。

3 市長は、当該承認に係る財産処分により補助金の交付を受けた者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

4 前項の規定による返還の額の算定は、次のとおりとする。ただし、当該財産処分による収入の額を限度とする。

返還額＝補助交付額×（1－（合志市省エネエアコン設置促進事業補助金交付申請書及び実績報告書提出年度から処分を行う年度までの年数）／（法定耐用年数））

5 前項の規定により算定した返還額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(債権譲渡の禁止)

第11条 交付決定を受けた者は、交付決定によって生じる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(状況の報告等)

第12条 交付決定を受けた者は、市長の求めに応じ、当該省エネエアコンの稼働状況その他事項の報告等を行わなければならないものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定を受けた者が補助事業に関し、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第9条の規定による申請取下げの届出をせずに補助事業を中止したとき。
- (2) 第10条第2項の規定による承認を受けずに財産処分をしたとき。
- (3) 交付決定によって生じる権利を第11条の規定に違反して第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (6) その他交付決定、承認等の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第15条 市長は、交付決定を受けた者が補助金の返還を請求され、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができるものとする。

(交付の条件)

第16条 市長は、交付決定をする場合は、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 当該省エネエアコンは、法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならないこと。
- (2) やむを得ず法定耐用年数の期間内において財産処分をしようとするときは、第10条第2項に規定する手続をとること。
- (3) 補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、第9条に規定する手続をとること。
- (4) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、市長の承認を得ること。
- (5) 市長から第12条に規定する報告等の求めを受けたときは、これに応じて報告等を行うこと。
- (6) 第13条各号に規定する事由に該当する場合は、交付決定を取り消すことがあること。

(補助の期間)

第17条 補助金の交付の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とする。

(受付期間)

第18条 補助金の受付期間は、各年度の市が指定する日から翌年3月末日まで（原則土日祝日及び年末年始を除く。）とする。ただし、予算の上限に達したときは、この限りで

ない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。